

基金情報

No. 77

平成20年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

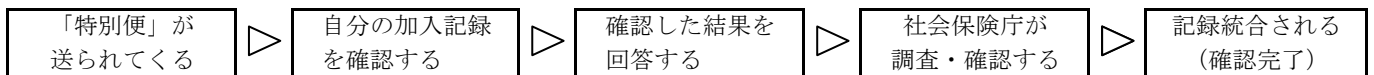
平成20年度・主要事業概況

事 項	5月末数	対前月増減数	事 項	5月末数(累計)	
事業所数(件)	239	-1	年金掛金	調 定 額 (円) 157,894,734	
加入員数(人)	男子 5,269	-1		収 納 額 (円) 155,750,422	
	女子 2,224	8		収 納 率 98.64%	
	計 7,493	7	事務費掛金調定額(円)	6,940,026	
平均標準給与月額(円)	男子 343,138	415	資産運用	信託資産額(時価)	325億7,158万円
	女子 229,319	-88		修正総合利回り	7.61%
	計 309,355	176		ベンチマーク差	7.19%
受給者数(人)	5,733	3	慶弔金の支給件数・金額	9件9万円	
平均年金額(円)	487,498	1,001	年金相談件数	192件	

社会保険庁より
すべての現役加入者に「ねんきん特別便」6月から送られています！

加入記録を確認したら
必ず回答・提出
しましょう！

「ねんきん特別便」による記録確認の流れ



* 6月から送られる現役加入者への「ねんきん特別便」は緑色の封筒です。

* 加入記録やもれや間違いがあると回答した場合は、社会保険庁が調査を行い、その結果を反映させた「被保険者記録照会回答票」が社会保険庁から直接、本人に送付されます。

「ねんきん特別便」の送付のしかた

- ・第1号被保険者（自営業など）、第3号被保険者（サラリーマンの被扶養配偶者）
→ 社会保険庁から直接本人に郵送されます。
- ・第2号被保険者 → 社会保険庁から直接本人に郵送またはお勤め先の会社を通して配布（会社が配布に協力する場合）

「ねんきん特別便」の記録確認のポイント

- ・「作成年月日」時点での加入期間が記載されています。
- ・加入記録の一番最初の記録以前に加入歴がなかったか確認
- ・空白の期間に加入歴がなかったか確認！

わからないことなどがあれば、こちらに・・・

☎ねんきん特別便専用ダイヤル
0570-058-555

社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)で、受付時間や窓口の混雑状況を知ることができます。

厚生年金基金の加入記録について

厚生年金基金に加入している期間があれば、その期間が記載されます。

当基金以外の基金に加入されていた方で、その基金の加入期間が「0」と記載されていた場合は、その基金が代行返上（厚生年金基金が国に代わって行う給付を国へ返上）している可能性がありますので、各基金または「企業年金連合会」等へご確認ください。【「企業年金連合会」年金相談専用ダイヤル：0570-02-2666】

年金加入記録回答票の提出について

*記録に「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も必ず提出してください！

- ・第1号被保険者（自営業など）、第3号被保険者（サラリーマンの被扶養配偶者）
→ 「年金加入記録回答票」を特別便に同封の返信封筒に入れて社会保険庁に直接郵送してください。
- ・第2号被保険者 → 「年金加入記録回答票」を特別便に同封の返信封筒に入れて社会保険庁に直接郵送または、お勤め先の会社を通して提出

お勤め会社
を通して提出
する場合

*記入した「年金加入記録回答票」は特別便同封の封筒に入れて、封をして勤務先の会社へ提出します。

*同封の封筒には、社会保険庁のあて先が記載されていますが、ポストへ投函しないよう注意してください。

国の年金見込額の問い合わせについて

「ねんきん特別便」は加入記録を確認するためのものですので、国の年金見込額がお知りになりたい時は、お近くの社会保険事務所・年金相談センターでご相談ください。

*国の年金見込額は社会保険庁のホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) でも試算できますので、ご利用ください。

- ・50歳以上の方(基礎年金番号・氏名等の入力が必要)・・・社会保険庁で管理している個人記録に基づいて試算された見込額が郵送されてきます。
- ・50歳未満の方(どなたでも利用できます)・・・加入期間等を自分で入力すれば、パソコン画面で概算の見込額を知ることができます。

事業主の皆様へ

中途脱退者の方への「企業年金連合会」の周知徹底についてのお願い

【中途脱退者】基金の加入期間が10年未満で60歳未満の方

厚生年金基金の加入期間が10年未満で60歳未満の方は、「企業年金連合会」へ事務等が継承され、将来、連合会より年金が支給されることとなります。

現在、連合会では住所や氏名の変更等で年金の請求書が届かず、そのため年金の請求ができない方が増えております。このようなことを防ぎ、年金を確実に支給するため、中途脱退者の方へ「企業年金連合会」の周知徹底方ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

* 今回、連合会にて発行されている中途脱退者への案内を同封させていただきます。(必要な部数をお送りいたしますので、その際は当基金までご連絡ください。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から今後は書面にて回答させていただきます。

また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

年金の確実な支給のために

当基金では退職により当基金を脱退された方が、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時のご住所あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知しております。退職後に住所や氏名の変更があった場合、当基金へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金に必ずご連絡する様、お知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。

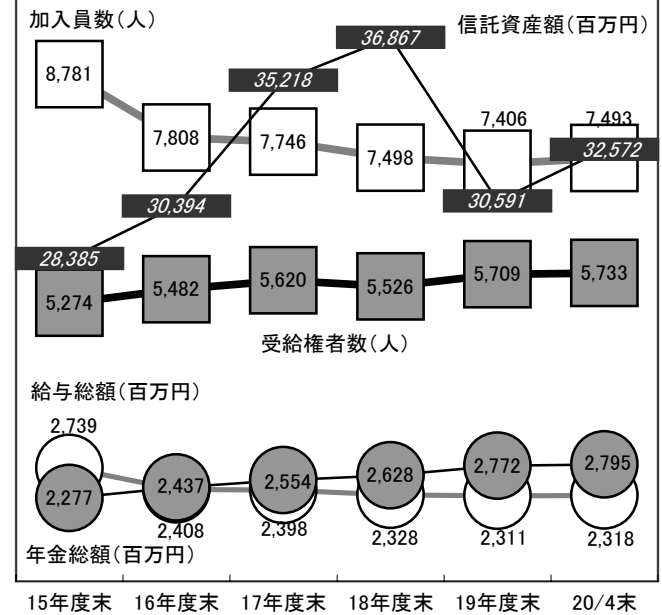
詳しくは当基金までお問合せください。

* 6月分の掛金納入期限は、7月31日となりますので、ご協力お願いいたします。

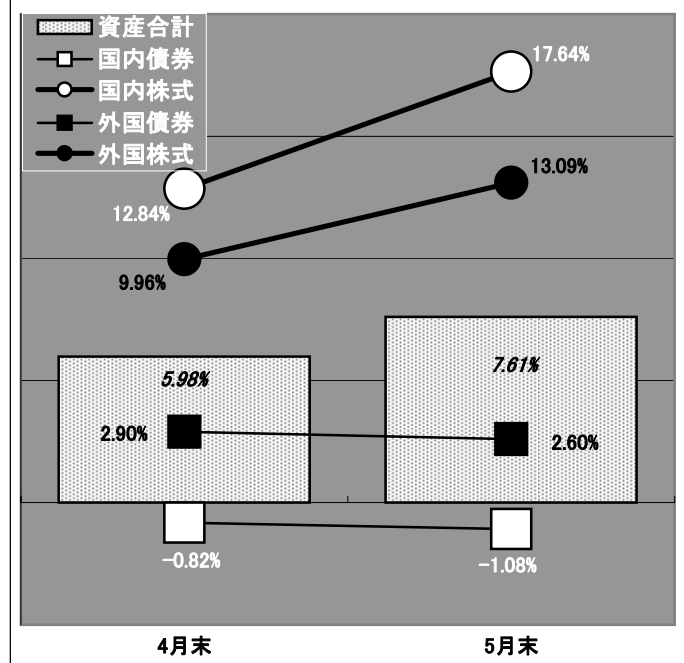
設立事業所の異動(規約変更関係等)・5月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
名称変更	関谷理化硝子器械(株)	関谷理化(株)	H20. 4. 1
所在地変更	関谷理化(株)	中央区日本橋室町	H20. 4. 1
代表者変更	関谷理化(株)	関谷 幸樹	H20. 4. 1
削除事業所	(株)古谷電機計器製作所	閉鎖	H20. 5. 21

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



7月の事業予定

上旬 算定基礎届受付開始
中旬 第1四半期・業務報告書提出
30・30日 第1四半期の運用状況ヒヤリング

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>